



元建第 417 号  
令和元年 6 月 11 日

一般社団法人 愛媛県中小建築業協会 会長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長  
(公印省略)

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度と  
次世代住宅ポイント制度（国土交通省実施事業）の併用について

平素から、本県の建築・住宅行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度（以下、利子補給制度という。）と、次世代住宅ポイント制度（国土交通省実施事業）の併用の可否について、次世代住宅ポイント事務局に照会を行った結果、利子補給制度の財源の一部に国庫が含まれていることから、併用が認められない旨の回答があり、各指定金融機関に対して別紙のとおり周知しましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会会員への周知等についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、県ホームページへも掲載を行うこととしておりますので、申し添えます。

愛媛県土木部道路都市局  
建築住宅課 宅地建物指導係  
TEL 089(912)2758  
FAX 089(941)0326



元建第 417 号  
令和元年 6 月 11 日

各指定金融機関の長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長  
(公印省略)

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度と  
次世代住宅ポイント制度 (国土交通省実施事業) の併用について

平素から、本県の建築・住宅行政にご協力いただきありがとうございます。

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度 (以下、利子補給制度という。) と、次世代住宅ポイント制度 (国土交通省実施事業) の併用の可否について、次世代住宅ポイント事務局に照会を行った結果、利子補給制度の財源の一部に国庫が含まれていることから、併用は認められないとの回答を得ましたのでお知らせします。

つきましては、申込者等からの問い合わせへの対応をお願いいたします。

また、併用が認められない理由は「別紙」のとおりですが、詳細な説明を要する場合は、当係で対応するため、お手数ですが当係の連絡先をご案内ください。

なお、県ホームページへも掲載を行うこととしておりますので、申し添えます。

愛媛県土木部道路都市局  
建築住宅課 宅地建物指導係  
TEL 089(912)2758  
FAX 089(941)0326

## 別紙理由

以下の要綱・よくある質問（ \_\_\_\_\_ 箇所）により、併用受給は認められません。

○愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱 第4条関係において、

（要綱第4条関係）

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第4条において別に定める制度資金とは、下記のことを指す。

制度資金	・農業近代化資金（特定農家住宅資金に限る。） ・漁業近代化資金（特定漁家住宅資金に限る。）
------	--

ただし上記以外の制度資金であっても、本事業が補給の対象とする内容と他の補助事業の補助する内容が重複した場合など、内容によっては他事業の補給の対象とならない場合があるので、他の補助との併用を検討する際には、他事業の補助対象や補助の条件につき、十分確認すること。

○次世代住宅ポイント よくある質問（制度全般）において、

No	分類	分類	質問	回答
7	要件	他の補助制度との併用	他の補助金等と併用は可能ですか	原則として、本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。 <u>なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。</u>